

仕 様 書

1 事業年度及び番号

令和6年度 和医大施委第24号

2 業務の名称

ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）

3 業務期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

和歌山県立医科大学から排出するホルマリン廃液を引き取り、処分する業務

5 処理対象物の詳細等

(1) 排出予定量及び引取見込回数

排出予定量：6,500リットル

（業務単位は、1リットル当たりの契約単価とする。）

※上記数量は予定数量であるので、実際の排出量は前後することがある。

引取見込回数：2～3回程度

(2) 処理対象物の現況と引き取り方法等について

現 況：和歌山県立医科大学附属病院地下1階、貯留槽内に貯留

引取方法：貯留槽上部マンホールから吸引

6 マニフェストについて

- (1) 委託者は、受託者の収集運搬車への積載状況及び処理対象物の容量を確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の5の規定により電子情報処理組織を使用して情報処理センターへ登録した内容を記載した受渡確認票を受託者に交付するものとする。

7 その他

- (1) 車高2.5mを超える車両は、吸引口まで進入できない。その際の停車位置から吸引口までの距離は約6.1mあるので留意すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (3) 仕様に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。